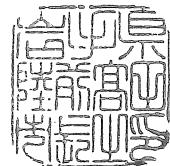


## 陸前高田市告示第151号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次のとおり  
都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に  
より、その旨を告示する。

平成28年9月16日

陸前高田市長 戸 羽 太



### 1 都市計画の種類

地区計画等（地区計画）

### 2 都市計画を変更した土地の区域

陸前高田市高田町字大石沖、字荒町、字大町及び字馬場並びに字中川原、字洞の  
沢、字下和野、字柄ヶ沢、字砂畠、字西和野、字鳴石、字裏田、字中和野、字長砂、  
字大石、字川原、字東和野、字寒風、字森の前、字太田、字本宿、字馬場前、字山  
苗代、字館の沖及び字本丸の各一部（別紙図書のとおり。）

### 3 変更に係る都市計画の図書の縦覧場所

陸前高田市役所建設部都市計画課内

備考 「別紙図書」は、省略し、変更に係る都市計画の図書の縦覧場所に備えておいて  
縦覧に供する。